

さいたま市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和8年3月24日

さいたま市教育委員会教育長

竹居秀子

さいたま市教育委員会教育長訓令第1号

さいたま市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市教育委員会事務専決規程（平成15年さいたま市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																
<p style="text-align: center;">(副教育長等の専決事項)</p> <p>第3条 副教育長、部長及び課長の専決事項は、別に定めるもののほか、共通専決事項については、さいたま市事務専決規程（平成15年さいたま市訓令第8号。以下「市専決規程」という。）別表第2を準用し、個別専決事項については別表に掲げるとおりとする。この場合において、市専決規程別表第2中「局長」とあるのは「副教育長」と読み替えるものとし、市専決規程別表第2の2人事・サービスの表第11項の規定に関する事項については、同項の規定にかかわらず、部長の専決事項とする。</p> <p style="text-align: center;">(校長及び副校長の専決事項)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 高等学校及び中等教育学校（以下「高等学校等」という。）の校長の専決事項については、市専決規程別表第2を準用する。この場合において、同表の規定中「局長」とあるのは「副教育長」と、「課長」とあるのは「校長」と読み替えるものとし、同表第2の2人事・サービスの表第11項の規定に関する事項については、同項の規定にかかわらず、部長の専決事項とする。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">個別専決事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">管理部</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>課所名</td> <td style="text-align: center;">専決事項</td> <td style="text-align: center;">課長</td> <td style="text-align: center;">副教育長</td> </tr> </table>	管理部				課所名	専決事項	課長	副教育長	<p style="text-align: center;">(副教育長等の専決事項)</p> <p>第3条 副教育長、部長及び課長の専決事項は、別に定めるもののほか、共通専決事項については、さいたま市事務専決規程（平成15年さいたま市訓令第8号。以下「市専決規程」という。）別表第2を準用し、個別専決事項については別表に掲げるとおりとする。この場合において、市専決規程別表第2中「局長」とあるのは「副教育長」と読み替えるものとし、市専決規程別表第2の2人事・サービスの表第10項の規定に関する事項については、同項の規定にかかわらず、部長の専決事項とする。</p> <p style="text-align: center;">(校長及び副校長の専決事項)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 高等学校及び中等教育学校（以下「高等学校等」という。）の校長の専決事項については、市専決規程別表第2を準用する。この場合において、同表の規定中「局長」とあるのは「副教育長」と、「課長」とあるのは「校長」と読み替えるものとし、同表第2の2人事・サービスの表第10項の規定に関する事項については、同項の規定にかかわらず、部長の専決事項とする。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">個別専決事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">管理部</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>課所名</td> <td style="text-align: center;">専決事項</td> <td style="text-align: center;">課長</td> <td style="text-align: center;">副教育長</td> </tr> </table>	管理部				課所名	専決事項	課長	副教育長
管理部																	
課所名	専決事項	課長	副教育長														
管理部																	
課所名	専決事項	課長	副教育長														

教育総務課	<p>1 職員（教職員及び教職員及び地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。以下同じ。）の職務専念義務を免除（さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則第2条第7号（人事委員会又は他の機関の行う昇任試験（選考を含む。）に係るものに限る。）及び第9号から第12号までを除く。）すること。</p> <p>2 職員の営利企業等従事を許可すること。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 修学部分休業を承認すること。 <u>(1) 部長（部長相当職を含む。次項から第7項までにおいて同じ。）</u> <u>(2) 課長（課長相当職を含む。次項から第7項までにおいて同じ。）</u> <u>(3) 課に属する所属職員</u></p> <p>5 自己啓発等休業を承認すること。 <u>(1) 部長</u> <u>(2) 課長</u> <u>(3) 課に属する所属職員</u></p> <p>6 配偶者同行休業を承認すること。 <u>(1) 部長</u> <u>(2) 課長</u> <u>(3) 課に属する所属職員</u></p> <p>7 職員の育児休業、部分休業の申出及び育児短時間勤務を承認すること。 <u>(1) 部長</u> <u>(2) 課長</u></p>	○	○	○	○	教育総務課	<p>1 職員（教職員及び教職員及び地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。以下同じ。）の職務専念義務を免除（さいたま市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例施行規則第2条第9号から第12号までを除く。）すること。</p> <p>2 職員の営利企業等従事を許可すること。<u>（副教育長及び組織規則第6条第2項に規定する理事を除く。）</u></p> <p>3 [略]</p> <p>4 修学部分休業を承認すること。 <u>(1) 課長（課長相当職を含む。）</u> <u>(2) 所属職員</u></p> <p>5 自己啓発等休業を承認すること。 <u>(1) 課長（課長相当職を含む。）</u> <u>(2) 所属職員</u></p> <p>6 配偶者同行休業を承認すること。 <u>(1) 課長（課長相当職を含む。）</u> <u>(2) 所属職員</u></p> <p>7 職員の育児休業、部分休業及び育児短時間勤務を承認すること。 <u>(1) 課長（課長相当職を含む。）</u></p>	○	○	○	○
-------	--	---	---	---	---	-------	--	---	---	---	---

	(3) 課に属する所属職員 8～16 [略]	○		
[略]				
[略]				

	(2) 所属職員 8～16 [略]	○		
[略]				
[略]				

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。